

大阪市版

大阪弁護士会 訪問販売お断りステッカー

訪問取引お断り
勧誘**禁止**



このステッカーを無視して
勧誘を行った場合は、
大阪市消費者保護条例 18 条
違反となります。

 大阪弁護士会
Osaka Bar Association since 1880

- このステッカーは、訪問販売などの取引の勧誘を予め断りたいと考えている消費者の方を支援するために作成したものです。
- 屋外（玄関・門・インターホンのそば）の目立ちやすい、平らな場所に貼り付けてご使用ください。

～利用者の方へのアドバイス～

- 1** ドアをすぐに開けてはいけません。まず、「どなたですか？」「何の御用ですか？」と聞きましょう。
- 2** セールスのときは、「ステッカーを貼ってあります。違反になります。お帰りください。」と伝えましょう。
- 3** 知らない人、分からない用件のときは、ドアを開けない！ 玄関に入れない！
- 4** 「点検」「景品のお渡し」などと本来のセールスの目的を隠す業者もいるので注意しましょう。
- 5** あとからセールスだと分かったときは、「いません。お帰りください。」とはっきり伝えましょう。
- 6** すぐに帰ってくれないときには、警察や消費生活センターに通報しましょう。
- 7** 一人で対応せず、知り合いの人にすぐに電話をして、アドバイスしてもらうのもよいでしょう。

法律はどうなっているの？

- ステッカーを無視して契約を勧誘することは、大阪市消費者保護条例に違反することになります(大阪市消費者保護条例第18条、平成2年告示第472号1項(12))。
- 特定商取引に関する法律で、「契約を締結しない意思」を示した消費者への契約の勧誘は禁止されています(特定商取引に関する法律第3条の2第2項)。

もし契約してしまったら？

- ① 契約しても諦めないでください。訪問販売の場合、多くの取引では、8日間はクーリング・オフで、契約をなかったことにできます。
- ② 8日間が過ぎてしまってもクーリング・オフができる場合もあります。また、契約を解除したり、取消したりできる場合もあります。
- ③ 一人で悩んだりせず、気軽に消費生活センターや弁護士に相談しましょう(契約前でも相談は可能です)。

不安だな、おかしいなと思ったら

大阪市内にお住まいの方は、
大阪市消費者センターへ

☎ 06-6614-0999

毎日(12月29日～翌年1月3日を除く)、10時～17時

大阪市外にお住いの方は、
消費者ホットライン ☎ 188

い や や! 泣き寝入り!
お近くの消費生活センターなどの窓口を案内してくれます。

大阪弁護士会「ひまわり」
(高齢者・障害者総合支援センター)
☎ 06-6364-1251

大阪弁護士会の高齢者・障害者向けの電話相談窓口です。
電話相談(無料) / 月～金(祝日を除く)午後1時～午後4時
(来館相談・出張相談もしています [要予約・原則有料])

大阪弁護士会 総合法律相談センター
☎ 06-6364-1248(予約受付)

相談担当弁護士の事務所にて消費者専門相談が利用できます
(原則有料)。ただし、クレジット・サラ金問題の相談は無料です。
また、障害者の方は、障害者手帳を持参されれば相談料は無料
です。詳しくは、上記番号にてお尋ねください。